

20170323 製局第4号
国土建推第36号
平成29年3月29日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

経済産業省製造産業局長



国土交通省土地・建設産業局長



鉄骨加工業者との取引条件の改善に向けた取組について（要請）

政府は、50年ぶりに下請代金の支払についての通達を見直すなど、取引条件の改善を進めているところです。今般、鉄骨加工業者との取引について、実態調査を行ったところ、元請負人である建設業者が、下請負人である鉄骨加工業者が施工した出来形部分に相当する下請代金を支払う際、代金の一部を保留し、契約工事全体が完成するまで支払わない事例があることが判明しました。

また、支払保留については、約15%の建設業者が行っており、また、保留の理由としても、「工事目的物の瑕疵を担保するため」、「自社の資金繰りが悪化するのを避けるため」、「特に理由はないが、慣例となっているため」など、本来、契約上の瑕疵担保条項で対応すべきものや、下請負人の責によらないもの、明確な理由もなく行われているものであることが明らかとなっております。（国土交通省「平成28年度下請取引等実態調査結果」。平成28年12月27日）

つきましては、政府の取組にあわせ、貴会におかれましても、鉄骨加工業者との取引条件の改善に向け、下記の事項について、会員への周知徹底をお願いします。

記

1. 元請負人が出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けた場合や元請負人が下請負人から建設工事の目的物の引渡しを受けた場合に

ける支払保留は、建設業法の規制を受けるほか、取引上優越した地位にある建設業者が、その地位を利用して、取引の相手方に対し、不利益を与えることは、独占禁止法の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがある。

また、法令に抵触しない場合であっても、政府として下請等中小企業との取引条件の改善を強く押し進める中で、不適切な支払保留を解消することが、重要である。

2. ついては、鉄骨加工業者と下請契約する際には、この点に留意し、取引の適正化を図る必要がある。具体的には、次の点を踏まえ、契約の締結及び履行を行うこと。

下請代金は、元請負人と下請負人の合意により交わされた下請契約書に基づいて適正に支払われなければならないこと。また、下請契約の締結に当たり、出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法を、下請工事の着工前に書面により行わなければならないこと（建設業法第19条第1項第4号）。

3. なお、月ごとの出来形部分について支払保留を行う場合であっても、例えば、翌月の支払時において、その保留分を解除する契約内容にするなど、鉄骨加工業者に配慮すること。

20170323 製局第 5 号
国土建推第 37 号
平成 29 年 3 月 29 日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

経済産業省製造産業局長



国土交通省土地・建設産業局長



電線の取引条件の改善に向けた取組について（要請）

政府は、50年ぶりに下請代金の支払についての通達を見直すとともに、13年ぶりに下請法の運用基準を抜本改正して違反行為を明確にするなど、取引条件の改善を進めているところです。今般、電線に係る取引について、実態調査を行ったところ、下記のような取引行為があることが判明しました。取引上優越した地位にある電設工事業者が、その地位を利用して、取引の相手方に対し不利益を与えることは、独占禁止法の「優越的地位の濫用」に当たるおそれがあります。

つきましては、政府の取組にあわせ、貴会におかれましても、電線の取引条件の改善に向け、下記の事項について、会員への周知徹底をお願いいたします。

記

1. 電線メーカーの代理店又は専門卸売業者は、電設工事業者との間で納期が数か月先の案件の契約を締結する際、電設工事業者及び電線メーカーとの間で銅の件名先物契約を行い、その価格を基礎に諸経費や利潤を追加した価格を算定、契約金額を確定している。

ところが、電線の実際の納入時に銅のスポット価格が契約単価を下回ると、電設工事業者から値引きを要求され、断ると引取り拒否をされる場合がある。また、逆にスポット価格が契約単価を上回ると、契約金額を据え置いたまま、

契約数量以上の数量を納入するよう求められる場合がある。

このような場合は、独占禁止法の「優越的地位の濫用」の「受領拒否」又は「減額」に該当するおそれがあり、電設工事業者は、契約内容（製品単価、納入量、契約金額等）を厳守する必要がある。

取引当事者はこの点に留意し、取引の適正化を図ることが望まれる。具体的には、契約時点でリスクや変動要因について可能な限り想定しつつ契約するとともに、当該契約内容にある条件を厳守することが重要である。

2. 電線メーカーの代理店又は専門卸売業者は、電設工事業者に対し電線を配送する際、合意に無い条件での配送を無償で求められる場合がある。

例えば、(ア) 通常は平日の定期便による配送のところ、日祭日、夜間・早朝、時間指定などのチャーター便を必要とする配送への変更要求、(イ) 通常は軒先渡しのところ特殊箇所への納入への変更要求を受けるが、それらにより追加的に発生する運送費等を請求しても負担してもらえず、一方的に負担させられる場合がある。

これらの行為は、独占禁止法の「優越的地位の濫用」の「その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等」に該当するおそれがある。

取引当事者はこの点に留意し、取引の適正化を図ることが望まれる。具体的には、契約時点で配送条件等を明確に確認しつつ契約し、当該契約条件を厳守することが重要である。

3. 電線メーカーの代理店、専門卸売業者等が電設工事業者に対し、公共工事向けをはじめ電線を納品する際、新品の電線であり、性能・特性に問題が無い製品であるにもかかわらず、製造年が納入・検収年と同一でないことを理由に、返品又は再納入を要求される場合がある。

ここで、公共建築工事において広く使用されている「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」において、電線は、「新品」（製品に保証される品質が製造所から出荷された状態のもの）である必要はあるが、製造年が納入・検収年と同一であることまで求められているものではない。（※）

電線は、納入の集中化や適時納入対応等のため、保管環境を管理した上で在庫運用を通常とする品種が多く、製造年と納入年が数年程度異なっているも、品質・性能を毀損することはほとんどないと考えられている。

このため、電線については、通常は、未使用品であれば新品（「製品に保証される品質が製造所から出荷された状態であるもの」。再掲）と同等と考えられ、電線の購入に際しては、未使用品を新品として扱うことが適当である。なお、仮に品質確認が必要な場合は、電線メーカーにおいて製造ロット単位等で品質確認を行うことができるため、個別に電線メーカーへ問い合わせをすることが望まれる。

※「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成 28 年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）では、「第 1 編 1.4.2 機材の品質等」に、「(a) 工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品でなくても良い。」と定められ、その解説にあたる「電気設備工事監理指針 平成 28 年版」（一般社団法人公共建築協会発行。国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）では、「第 1 編 1.4.2 機材の品質等」に、「(2)「標仕」1.4.2(a)では、設計図書に定める品質性能を有する新品としているが、これは、通常、機材に保証される品質が製造所から出荷された状態のものであり、この品質性能を前提に設計されているからである。」としている。電線に求められる品質等についても同様であると解釈され、製造年のみに依るものではない。

20170323 製局第 6 号
国土建推第 38 号
平成 29 年 3 月 29 日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

経済産業省製造産業局長



国土交通省土地・建設産業局長



鋼材加工業者との取引条件の改善に向けた取組について（要請）

政府は、50年ぶりに下請代金の支払についての通達を見直すとともに、13年ぶりに下請法の運用基準を抜本改正して違反行為を明確にするなど、下請取引の条件改善を進めているところです。

鉄骨加工業者は、建設業者等から鉄骨の製造を請け負っている場合に、その鉄骨の製造に必要な鋼材の加工を、鋼材加工業者に委託することが行われていますが、今般、鉄骨加工業者と鋼材加工業者との取引について、実態調査を行ったところ、下記のような取引行為があることが判明しました。下請法（以下「法」といいます。）の適用対象となる取引において下記のような行為を行うことは、同法の規定に違反するおそれがあります。

つきましては、政府の取組にあわせ、貴会におかれましても、鋼材加工業者との取引条件の改善に向け、下記の事項について、会員への周知徹底をお願いいたします。

記

1. 鋼材加工業者は、
 - (ア) 鉄骨加工業者から注文書が交付されず、依頼をしても交付を拒まれる
 - (イ) 既に材料を購入、加工し、製品を納入した後になって、鉄骨加工業者から、まとめて書面を交付される

場合がある。このような場合は、書面の交付義務（法第3条）の規定に違反するおそれがある。

下請取引において、発注内容・支払条件が不明確なことによるトラブルを未然防止する観点から、書面交付は、発注の都度、直ちに行う必要がある。

2. 鋼材加工業者は、鉄骨加工業者から無償で、工作図から切板明細への展開を依頼される場合がある。加工の一工程として委託内容に含まれている場合に当該費用を負担しないことは、買ったときの禁止（法第4条第1項第5号）の規定に違反するおそれがある。

鉄骨加工業者は、注文内容の内訳として、工作図から切板明細への展開発注を明確化するとともに、その対価について、鋼材加工業者と十分に協議を行い、合理的な設定をすることが望まれる。

3. 鋼材加工業者が鉄骨加工業者から注文を受けた後、材料を購入、加工している間に、当初の設計に変更が加わり、結果、必要以上に鋼材を購入したり、加工後の鋼材が不要となる場合（余材発生）がある。必要以上に購入した鋼材や余材は、他に転用するとしても歩留ロスを生じることが多く、特にこの鋼材がミルシート（鋼材検査証明書）に工事名などを表記された専用材の場合には、他に転用すること自体極めて困難である。また、「今後この鋼材を購入するから」等と言われながら長期間購入してもらえず、歩留低下等による費用増分のみならず、倉庫での保管費用も負担してもらえない場合もある。

発注後に設計変更し、その設計変更により鋼材加工業者に生じた費用を負担しないことは、不当な給付内容の変更の禁止（法第4条第2項第4号）の規定に違反するおそれがある。また、保管費用を支払わないことは、不当な経済上の利益の提供要請の禁止（法第4条第2項第3号）の規定に違反するおそれがある。

鉄骨加工業者は、発注時に決定した数量に満たない納品数量で発注を中断せざるを得なくなった場合には、鋼材加工業者が生産に要した費用を負担することが望まれる。また、鉄骨加工業者は、倉庫での保管費用等の追加経費について、鋼材加工業者と十分に協議を行い、合理的な経費を設定することが望まれる。

4. 鋼材加工業者は、鉄骨加工業者から、発注の書面に無い条件での配送を無償で求められる場合がある。（例えば、契約後、鉄骨加工業者から、（ア）予め決まっていた納入先を変更する、（イ）納入先を分納する、（ウ）搬入車両を指定する、（エ）遠隔地への期日指定をする等の追加要求を受けるが、それらに伴う追加費用の負担をしてもらえない等。）

このような場合は、不当な給付内容の変更の禁止（法第4条第2項第4号）の規定に違反するおそれがある。

鉄骨加工業者は、委託代金に含まれる製品の運送経費について、1回の発
送量や運搬形態等の条件を加味しながら、鋼材加工業者と十分に協議を行い、
合理的な経費を設定することが望まれる。